定例庁議次第

令和８年８月２５日
役場２階大会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．審議事項
なし

４．報告事項
(1)　非公開

５．議案事項
(1)　議案第５５号　吉岡町選挙公報の発行に関する条例
（総務課　小林課長）【資料番号２】
(2)　諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦について
（健康福祉課　一倉課長）【資料番号３】
(3)　議案第５６号　吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（健康福祉課　一倉課長）【資料番号４】
(4)　議案第４５号　よしおか温泉リバートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（産業観光課　渡部課長）【資料番号５】
(5)　議案第４７号　吉岡町上下水道事業運営審議会設置条例
（上下水道課　永井課長）【資料番号６】

６．その他

７．閉会

様式第２号（第４条関係）

資料番号２

８月２５日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　総務課長　小林　康弘

【議案名】

議案第５５号　吉岡町選挙公報の発行に関する条例

【提案理由】

吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙において選挙公報を発行するため、制定を行うもの。

【概　要】

１　趣旨（第１条関係）

条例の趣旨を定めるもの。

２　発行（第２条関係）

吉岡町選挙管理委員会は、吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙において、当該選挙の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに１回発行しなければならないものとすること。

３　掲載文の申請

(1)　候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに文書で委員会に申請しなければならないものとすること。(第３条第１項関係)

(2)　候補者は、その責任を自覚し、掲載文には、他人若しくは他の団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならないものとすること。(第３条第２項関係)

４　発行の手続

(1)　委員会は、掲載文の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないものとすること。(第４条第１項関係)

(2)　一の用紙に２人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定めるものとし、候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができるものとすること。(第４条第２項及び第３項関係)

５　配布

(1)　委員会は、選挙公報を当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとすること。(第５条第１項関係)

(2)　委員会は、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情

があるときは、選挙の期日の前日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、配布に代えることができるものとすること。この場合において、委員会は、吉岡町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないものとすること。（第５条第２項関係）

６　発行の中止（第６条関係）

委員会は、公職選挙法第１００条第４項の規定に該当して投票を行うことを必要としなくなったときその他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続を中止するものとすること。

７　施行期日（附則関係）

公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用するものとすること。

【提出予定】

令和８年第３回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号３

８月２５日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（５．諮問)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　健康福祉課長　一倉　哲也

【議案名】

諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦について

【提案理由】

人権擁護委員の任期満了に伴い、その推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるもの。

【概　要】

１　推薦者（新任）

氏名	住所	生年月日
＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊＊

※　個人情報のため非公開

２　委員の任期（人権擁護委員法第９条）及び年齢制限（法務局長及び地方法務局長に対する国からの通達による要請）※

令和９年１月１日から令和１１年１２月３１日まで

※１期を３年とし、新任の場合は６８歳以下、再任の場合は７５歳未満。

上限年齢は、人権擁護委員活動の活性化を図るという観点から、一応の年齢の上限として定められているものであり、上限年齢を上回る者であっても、当該候補者の経歴、社会活動への意欲及び健康状態にかんがみ、人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる候補者の推薦を妨げるものではない。

【提出予定】

令和８年第３回定例会

【備　考】

同候補者の推薦については、令和８年９月末日までに前橋地方法務局への報告を必要とする。

様式第２号（第４条関係）

資料番号４

８月２５日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　健康福祉課長　一倉　哲也

【議案名】

議案第５６号　吉岡町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）の施行に伴い、「吉岡町こども家庭センター」を設置するため、所要の改正を行うもの。

【概　要】

・１　業務内容の見直し

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）の施行に伴い、「子育て世代包括支援センター」の法的な位置づけがなくなり、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」に変更されることとなったため、所要の改正を行うもの。

・２　施行期日（附則関係）

令和８年１０月１日

【提出予定】

令和８年第３回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号５

８月２５日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　産業観光課課長　渡部　英之

【議案名】

議案第４５号　よしおか温泉リバートピア吉岡の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の上限額の改正を行うもの。

【概　要】

１　別表第１の１（第５条関係）

⑴入館料（１人１日につき）の大人を６００円から９００円に改正するもの。

２　施行期日（附則関係）

公布の日

【提出予定】

令和８年第３回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号６

８月２５日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　上下水道課長　永井　勇一郎

【議案名】

議案第４７号　吉岡町上下水道事業運営審議会設置条例

【提案理由】

吉岡町の水道事業及び下水道事業の健全な運営を図るため、吉岡町上下水道事業運営審議会を設置するもの。

【概　要】

１　設置（第１条関係）

吉岡町の水道事業及び下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、審議会を設置するもの。

２　所掌事項

(1)　水道料金及び下水道使用料の改定に関すること。（第２条第１項関係）
(2)　その他重要な上下水道事業の運営に関すること。（第２条第２項関係）

３　組織（第３条関係）

審議会は、委員１２人以内をもって組織し、町長が委嘱するもの。

４　任期（第４条関係）

委員の任期は、委嘱の日から答申が終了する日までとすること。

５　会長及び副会長（第５条関係）

審議会の会長及び副会長について定めるもの。

６　会議

(1)　会議は、会長が招集し、その議長となるものとすること。（第６条第１項関係）
(2)　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないものとすること。（第６条第２項関係）
(3)　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとすること。（第６条第３項関係）

7　施行期日（附則第１条関係）

公布の日

8　吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第２条関係）

吉岡町上下水道事業運営審議会の設置に伴い、委員の報酬を定めるもの。

【提出予定】

令和８年第３回定例会